

令和 5 年度

新座市水道事業会計等
資金不足比率審査意見書

新座市監査委員



新 監 収 第 9 6 号
令和 6 年 8 月 1 4 日

新座市長 並 木 傑 様

新座市監査委員 松 本 四 郎
新座市監査委員 鈴 木 秀 一

令和 5 年度新座市水道事業会計等資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度新座市水道事業会計等資金不足比率について、新座市監査基準に準拠して審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年度新座市水道事業会計等資金不足比率審査意見

1 審査の対象

令和5年度資金不足比率

2 審査の主な実施内容及び着眼点

提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係書類との照合及び関係課から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

3 審査の期日

令和6年7月25日

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

両会計とも経営健全化基準と比較すると、これを下回っている。

(単位：％)

特別会計の名称	令和5年度		令和4年度	
	資金不足比率	経営健全化基準	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	20.0	－	20.0
公共下水道事業会計	－	20.0	－	20.0

注) 水道事業会計及び公共下水道事業会計は、資金不足が生じておらず黒字のため、資金不足比率は「－」の記載とした。

5 是正改善を要する事項

指摘する事項はない。

6 意見

水道事業会計及び公共下水道事業会計の資金不足比率は、資金に不足がないことから、健全性は十分確保されている状況である。

今後は、企業債等の計画的な借入れに留意するとともに、建設改良積立金の計画的な積立てなど、資金計画に配慮した施設整備を進められたい。